

**東海第二発電所
設計及び工事計画変更
(東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更)
概要説明資料**

2022年6月15日
日本原子力発電株式会社

1. 設計及び工事計画変更認可申請 概要

1. 1. 変更内容

- ① 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ検出器を排気隔離弁 A 系統から排気隔離弁 B 系統に移設する。（詳細は、2. 原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ移設概要参照）
- ② 当該放射線モニタの移設により、要目表記載事項である「取付箇所」のうち「溢水防護上の区画番号」を変更する（溢水防護上の区画：CS-3-2⇒CS-3-3）。
- ③ なお、認可事項に該当する変更箇所は、要目表，発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書及び耐震性についての計算書であり，基本設計方針の変更は無い。

1. 2. 変更理由

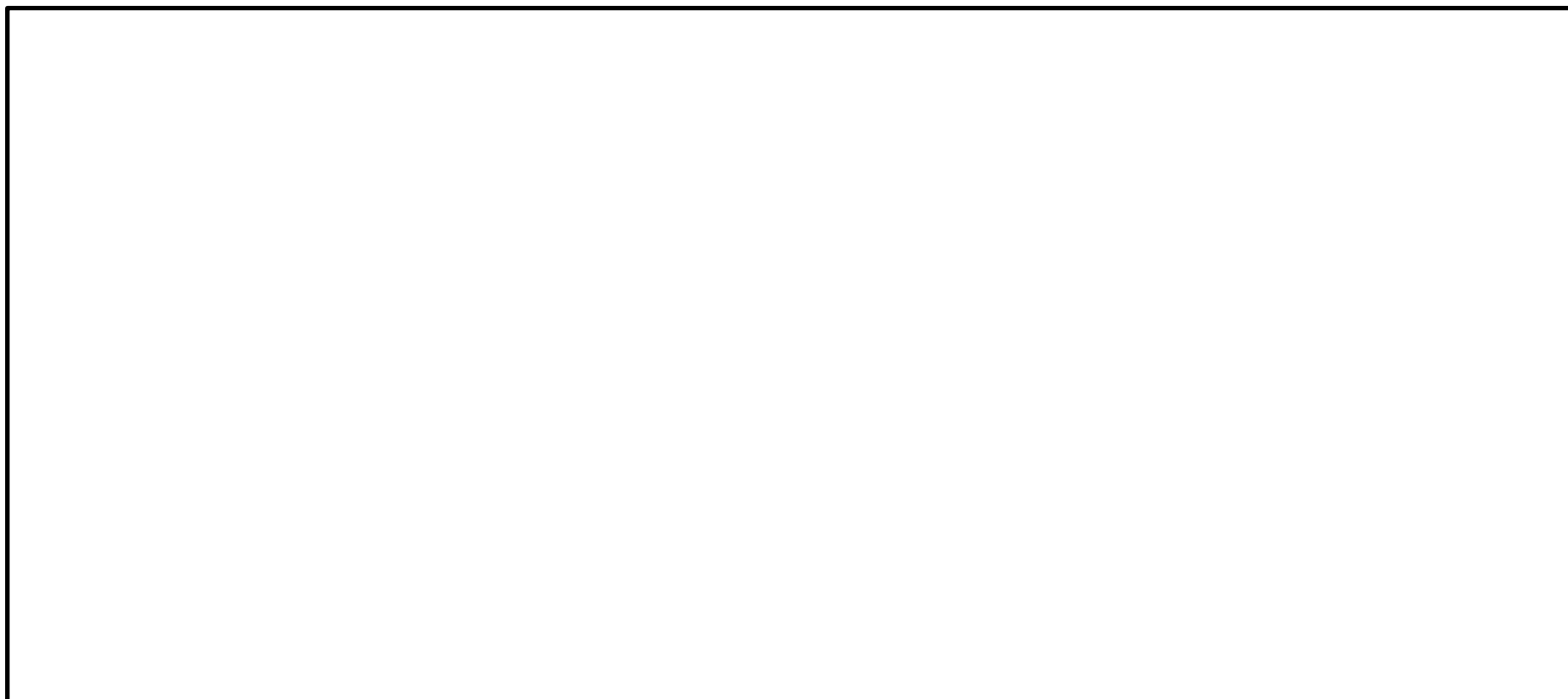
- ① 2018年（平成30年）10月18日に認可された新規制基準への適合に係る工事計画の一部において、原子炉建屋付属棟の外壁について、外部事象からの防護及び地震による波及的影響防止を考慮し、補強を実施する計画であったが、当該補強工事に伴う廃棄物処理設備の長期停止は、発電所全体の維持管理運用及び安全性向上対策工事に支障を来すことが判明した。
- ② 原子炉建屋付属棟内部に設置されている原子炉棟換気系の隔離弁及びダクトについて、一部運用停止（撤去）することで、この部分に対する外壁補強を取り止めることとし、外壁補強で防護することとしていた原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ検出器の移設を行う。

1. 3. 申請対象

今回の申請では、原子炉等規制法及び電気事業法とも、以下の施設（設備）を申請対象とする。

- ① 計測制御系統施設－工学的安全施設等の起動信号－原子炉建屋放射能高
- ② 放射線管理施設－放射線管理用計測装置－プロセスモニタリング設備－原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ

2. 原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 移設概要



	溢水防護区画番号	設置床(高さ)	溢水防護上の配慮 が必要な高さ
現行	CS-3-2	EL.22.00m	EL.24.00m以上
移設後	CS-3-3	変更なし	変更なし

※ 当該溢水防護区画内における溢水防護対象設備である「C/S排気隔離ダンパ」の最下端を目安に設定。

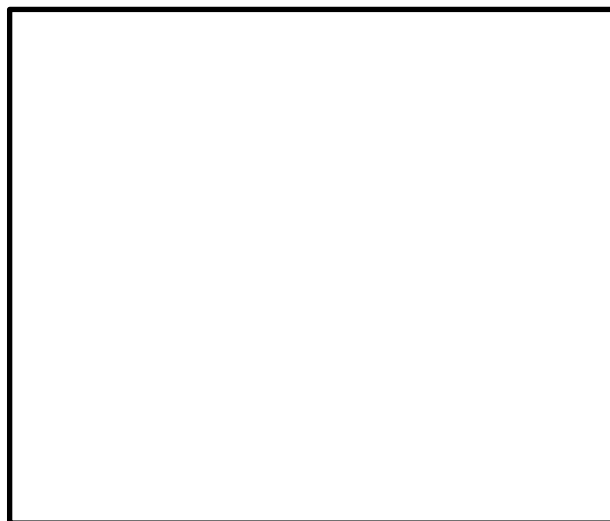
原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ改造工事概要

3. 原子炉建屋付属棟外壁補強範囲 変更概要(1/2)

東側



西側

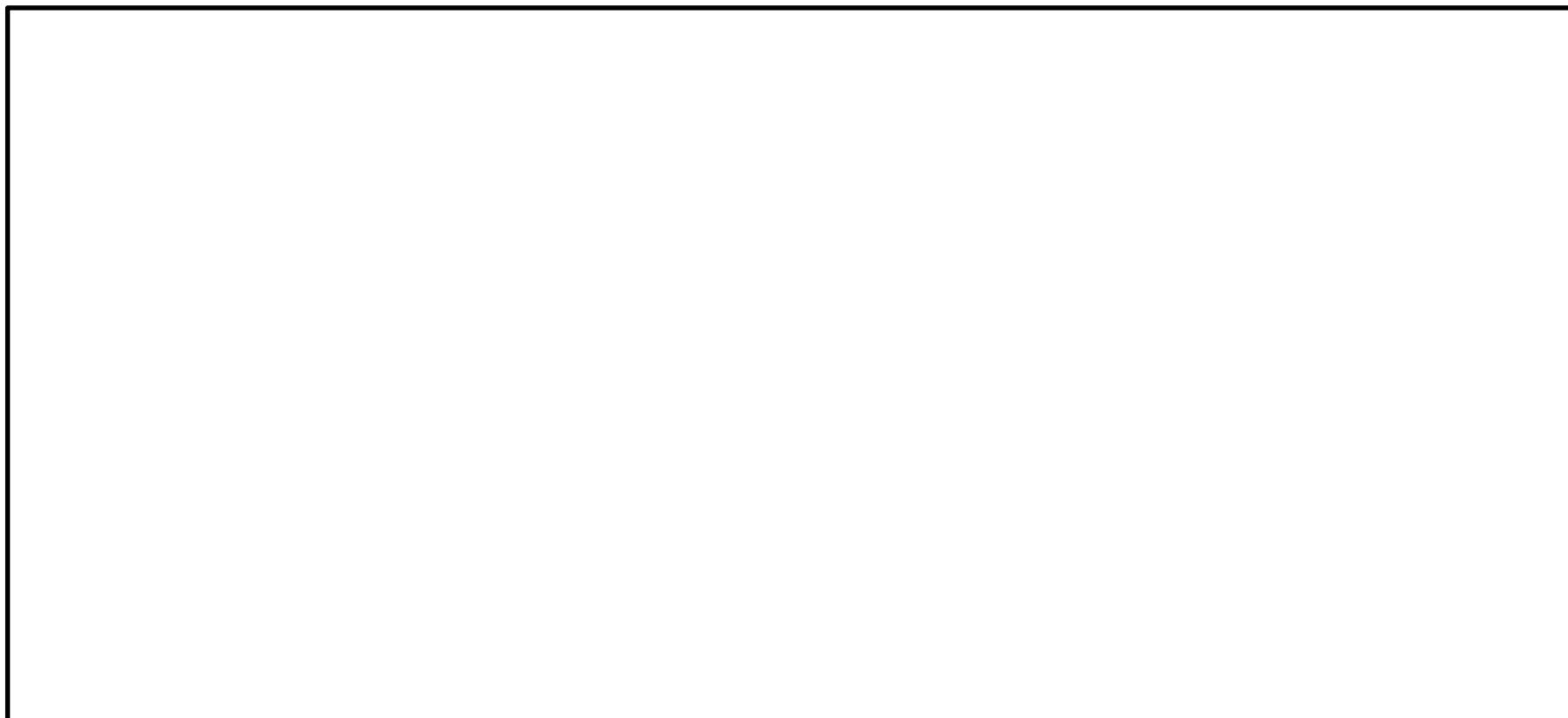


変更前（現在の認可状態）

変更後（今回の方針）

原子炉建屋付属棟外壁補強範囲変更概要

3. 原子炉建屋付属棟外壁補強範囲 変更概要(2/2)



原子炉棟換気系(給排気隔離弁・ダクト)改造概略図